秘密保持契約書

○○○○（以下「甲」という）と公立大学法人奈良県立医科大学（以下「乙」という）とは、第1条に定義する本目的のために、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

1. （秘密情報）

本契約において、秘密情報とは、「臨床研究及び治験に関する業務委受託の検討」（以下「本目的」という）のために、甲又は乙が相手方から口頭、文書又は電子的記録を問わず開示を受けた相手方の経営、技術、営業、知的財産、研究計画及び業務（ただし、これらに限定されない）に関わるすべての情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とする。

1. 開示を受けたときに既に保有していた情報
2. 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
3. 相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
4. 開示を受けたときに既に公知であった情報
5. 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
6. （秘密情報等の取扱い）

甲又は乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体（以下「秘密情報等」という）の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守する。

1. 情報取扱管理者を定め、相手方から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管・管理する。
2. 秘密情報等を知る必要がある職員に対してのみ内容を開示し、又は利用させることができるものとし、予め当該職員に対し本契約の趣旨に則り、秘密保持義務を遵守させなければならない。
3. 秘密情報等については、本目的以外にはこれを使用しない。
4. 秘密情報等を複製する場合には、必要不可欠の場合に限ってこれを行うものとし、その複製物を原本と同等の方法で保管及び管理する。

２　甲又は乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲又は乙は、当該第三者との間で、甲又は乙が本契約で負う義務と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負い、当該第三者の行為について責任を負う。

３　甲又は乙は、司法当局又は政府の要請、要求若しくは命令により開示が要求される情報については、当該情報の開示の要求を受けた当事者が、当該情報を開示した当事者に対し、かかる要請、要求又は命令に対する異議を述べるのに十分な事前の通知を行うための合理的な手続をとり、かつ、開示を要求された最小限の範囲に限ることを条件として、当該要求された法令等に基づき提出すべき相手先に限定してこれを開示できる。

1. （個人情報）

甲又は乙は、本契約において相手方から開示を受けた個人情報も秘密情報と同等に扱い、個人情報保護関連法令の要求するところに従い、当該個人情報を適正に取り扱う。ただし、第1条のただし書きの定めは、個人情報には適用されない。

1. （返還義務等）

甲又は乙は、本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体及びその複製物（以下「記録媒体等」という）については、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方の指示に従ってこれを返還又は破棄する。

２　甲又は乙は、前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を、相手方に書面にて報告する。

1. （損害賠償等）

甲又は乙、甲又は乙の職員若しくは元職員、又は第２条第２項で定める第三者が相手方の秘密情報等を開示するなど本契約の条項に違反した場合には、甲又は乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、その損害を賠償しなければならない。また上記行為により利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある場合は、甲又は乙はその相手方に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

1. （契約期間）

本契約に基づく秘密情報の開示期間は、本契約の締結日から起算して2年間とし、これを契約期間とする。但し、契約期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも特段の申し入れがなかった場合には、さらに契約期間は１年間延長されるものとし、その後の延長の取扱いにおいても同様とする。

1. （協議事項）

本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙間において協議して定める。

1. （裁判管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争について被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証し、本契約書2通を作成して記名押印し、甲乙各1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲：《住所》

《機関名》

《代表者名》

乙：奈良県橿原市四条町840番地

　　公立大学法人奈良県立医科大学

　　　理事　嶋　緑倫